

氷見市大学等通学助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の市内居住を促進するとともに、地域の活力や経済を維持し、公共交通の利用促進につなげるため、本市から大学等に通学する者に対し、通学定期券購入費用の一部を予算の範囲内において助成することに関し、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 公共交通事業者が、市内の駅及びバス停を発着点（公共交通の状況等により市外が最寄り駅等となる場合を含む。）として発券する通学用の定期券（市に隣接する自治体に所在するキャンパス等に通学するものを除く。）をいう。
- (2) 大学等 富山県及び石川県に所在し、通学定期券の発行が可能である学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。なお、高等専門学校にあつては、修業年数4年目以降とし、専修学校にあつては、修業年限2年以上の専門課程に通学するものとする。
- (3) 学生 大学等に通学する者で、次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている者
 - イ 助成金の交付を受けようとする会計年度（以下「当該年度」という。）末までに満18歳以上から満39歳以下の年齢である者

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、当該年度において大学等に通学定期券を用いて通学する学生で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 助成対象者及びその世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (2) 助成対象者及びその世帯員が、氷見市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 市が実施する本助成制度に関するアンケート調査や学生等を対象とした取組みに協力ができること。
- (4) 前各号の要件を満たさないこと及び第11条に該当することが助成金の交付を受けた後に判明した場合は、助成金を返還することについて了承すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が購入した当該年度にかかる通学定期券の購入額の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、1月当たり1万円を上限とする。

- 2 前項の助成金の額の算出に当たり、1月に満たない月の助成金の額は日割り計算により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（事前届出）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、氷見市大学等通学助成金交付事前届出書（様式第1号）により、当該年度の5月31日（当該年度の途中に定期券通学を始めた場合にあっては、通学の開始から30日以内又は第6条第1項各号に定める期日のいずれか早い日）までに通学定期利用者及び通学定期券の情報を届け出なければならない。

（交付申請）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期日までに、氷見市大学等通学助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の4月から9月までの通学期間 9月30日まで
- (2) 当該年度の10月から3月までの通学期間（前号の期日までに申請できなかった特段の事由があると認められる場合は、その通学期間を含む） 3月31日まで

- 2 前項の申請は、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 申請者と助成対象者が異なる場合はその関係が分かる書類（同姓若しくは同住所であることを確認できる又は家族関係を証明できるもの）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 在学証明書。ただし、各年度2回目以降の申請の場合は、在学がわかる書類（学生証の写し等）で可とする。
- (4) 通学定期券の額及び通学定期券利用区間を証明するもの（購入済みの通学定期券の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとし、氷見市大学等通学助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金額の変更等）

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による交付申請の内容に変更があるとき（助成金の額の増減を伴わないもので、助成目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。）は、市長に対し氷見市大学等通学助成金変更交付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、氷見市大学等通学助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(辞退)

第9条 交付決定者は、その交付の決定に係る助成金交付を辞退するときは、市長に対し氷見市大学等通学助成金交付辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付方法)

第10条 市長は、第6条及び第8条の規定により提出された書類に基づき、第6条第1項各号に定める期日の経過後、速やかに助成金額を確定し、氷見市大学等通学助成金額確定通知書兼支払通知書（様式第8号）を交付決定者に送付し、助成金を交付する。

2 助成金額の交付方法は銀行等口座振込とする。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。
- (4) 助成金交付決定後において、通学定期券の払戻しをしたとき。
- (5) 第3条に規定する助成対象者に該当しなくなったとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをするときは、氷見市大学等通学助成金取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとし、助成金の返還を命ずるときは、氷見市大学等通学助成金返還通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。これらの場合において、助成金交付の取消期間及び助成金の返還額は、市長が別に決定するものとする。

3 前2項に規定する助成金の交付決定の取消し及び助成金の返還により、交付決定者が損害を受けた場合、市はその賠償の責めを負わない。

(実証調査の実施)

第12条 市長は、本事業に係る予算の適正な執行のため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は職員に実証調査を行わせることができる。

(協力)

第13条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により情報の提供その他の協力を求められたときは、可能な範囲でこれに応えなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、第3条第3号及び前条の規定により得た情報について、氏名、生年月日、性別、住所その他個人が特定できる情報を除き公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による助成金の交付の申請があったものについては、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

氷見市長 あて

〒
申請者 住 所
氏 名
連絡先

氷見市大学等通学助成金交付事前届出書

氷見市大学等通学助成金の交付を受けたいので、次のとおり届け出をします。

通学定期利用者の情報

対 象 者 氏 名	☐ 申請者と同じ	
対象者生年月日	年 月 日	
対 象 者 連 絡 先	メールアドレス (アンケート調査等の連絡に利用します)	
通学校名・学年	・ 年	
通 学 校 所 在 地		

助成金の交付を受けようとする会計年度（４月～３月）にかかる通学定期券の情報

通学定期券 の有効期間 等の情報	種別	通学定期券の期間	通学定期券の額	公共交通事業者
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	
	鉄道・バス	年 月 日 年 月 日	円	

※通学定期券に印字（表示）されている区間、期間、定期券の額等を記載してください。

年 月 日

氷見市長 あて

〒
申請者 住 所
氏 名
連絡先

氷見市大学等通学助成金交付申請書兼請求書

氷見市大学等通学助成金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請及び請求します。

対 象 者 氏 名	☐ 申請者と同じ			
対象者生年月日	年 月 日			
対 象 者 連 絡 先	メールアドレス (アンケート調査等の連絡に利用します)			
通学校名・学年	・ 年			
通 学 校 所 在 地				
通 学 開 始 日	年 月 日			
定期券利用区間	～			
公共交通事業者				
定期券有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
購 入 金 額	円		新規 ・ 継続	
助 成 金 振 込 先 ※本人または申請者口座	金融機関コード		金 融 機 関 名	
	支店コード		支 店 名	
	種 別	普通 ・ 当座		
	口 座 番 号			
	(フリガナ) 口座名義人			

添付書類

- (1) 申請者と助成対象者が異なる場合はその関係が分かる書類（同姓または同住所であることを確認できる若しくは家族関係を証明できるもの）
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 在学証明書（年度内2回目以降の申請時は「学生証の写し」でも可）
- (4) 定期券の額及び定期券利用区間を証明するもの（購入済みの通学定期券の写し等）

※定期券利用区間、定期券有効期間、購入金額が複数になる場合は別紙を記入してください。

申請者名

氷見市大学等通学助成金交付申請書兼請求書別紙 通学定期券利用明細

区間 1	定期券利用区間	～						
	公共交通事業者							
	定期券有効期間	年	月	日	～	年	月	日
	購入金額	円		新規			・	継続
区間 2	定期券利用区間	～						
	公共交通事業者							
	定期券有効期間	年	月	日	～	年	月	日
	購入金額	円		新規			・	継続
区間 3	定期券利用区間	～						
	公共交通事業者							
	定期券有効期間	年	月	日	～	年	月	日
	購入金額	円		新規			・	継続
区間 4	定期券利用区間	～						
	公共交通事業者							
	定期券有効期間	年	月	日	～	年	月	日
	購入金額	円		新規			・	継続
区間 5	定期券利用区間	～						
	公共交通事業者							
	定期券有効期間	年	月	日	～	年	月	日
	購入金額	円		新規			・	継続

誓約書 兼 同意書

以下の内容を確認の上、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ☐ 助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。
- ☐ 助成対象者及び世帯員が、氷見市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ☐ 市が実施する本助成制度に関するアンケート調査や学生等を対象とした取組みに協力ができること。
- ☐ 購入した通学定期券を転売及び譲渡しないこと。
- ☐ 退学、転居、転校等のやむを得ない場合を除き、通学定期券を払戻ししないこと。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- ☐ 本申請により市が入手する個人情報に関し、本助成金の目的の範囲内で使用すること及び公共交通事業者や大学等に照会して情報を得ることについて了承したこと。
- ☐ 本助成金を交付するために必要な住民基本台帳及び税務情報を関係機関に照会して得ること、又は閲覧することを了承したこと。
- ☐ 助成金の交付決定の取消し及び還付金の返還により、申請者に損害が生じた場合において、市が一切責任を負わないことについて了承したこと。

上記の誓約事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた助成金を速やかに返還します。

年 月 日

氏名（自署）

第
年

月

号
日

様

氷見市長

氷見市大学等通学助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました氷見市大学等通学助成金の交付について、下記のとおり交付（不交付）することに決定しましたので、通知します。

交付対象者氏名			
決定内容	交付	交付決定金額	円
		備考	
	不交付	決定事由	

交付の条件

氷見市大学等通学助成金交付要綱第 3 条の要件を満たさなくなった又は第 1 1 条の規定に該当した場合は、交付決定を取り消します。

年 月 日

氷見市長 あて

〒
申請者 住 所
氏 名
連絡先

氷見市大学等通学助成金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった氷見市大学等通学助成金について、下記のとおり変更があったので、交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

1. 変更額 円
2. 変更の内容
- (1) 変更理由

(2) 定期券利用区間・定期券有効期間・購入金額が変更となった場合

定期券利用区間	～	
定期券有効期間	年 月 日 ～	年 月 日
購 入 金 額	円	新規 ・ 継続

※定期券利用区間、定期券有効期間、購入金額が複数になる場合は別紙（様式自由）を記入してください。

第 年 月 号
年 月 日

様

氷見市長

氷見市大学等通学助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました氷見市大学等通学助成金の変更交付について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

交付対象者氏名	
変更交付 決定金額	円
備考	

様式第7号（第9条関係）

氷見市長 あて

氷見市大学等通学助成金交付辞退届

年 月 日付で交付決定のあった氷見市大学等通学助成金について、交付要綱に基づき、次のとおり辞退します。

1. 交付決定額

2. 辞退理由

年 月 日

住 所
氏 名

第
年

月

号
日

様

氷見市長

氷見市大学等通学助成金額確定通知書兼支払通知書

年 月 日付で申請のありました氷見市大学等通学助成金の交付について、下記のとおり交付額を確定しましたので、通知します。

また、当該助成金について下記の振込先に支払いますので、併せて通知します。

金額	円				
振込先	銀行等 (ゆうちょ銀行 以外)		銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 出張所 本所・支所
		預金の種類	普通・当座		
		口座番号			
	ゆうちょ銀行	記号			
		番号			
	(フリガナ) 口座名義人				
備考					

第 号
年 月 日

様

氷見市長

氷見市大学等通学助成金取消通知書

年 月 日付で交付決定をしました氷見市大学等通学助成金について、交付要綱に基づき、次の理由により取り消します。

取消金額	円
取消事由	

第 号
年 月 日

様

氷見市長

氷見市大学等通学助成金返還通知書

年 月 日付で交付決定をしました氷見市大学等通学助成金について、交付要綱に基づき、次のとおり返還してください。

返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還事由	